

港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会(設置趣旨等)

港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会の設置趣旨等について

令和6年11月14日
国土交通省 港湾局 技術企画課

1. 趣旨

現在、港湾施設は急速な老朽化の進展が見込まれている中、港湾施設を管理する港湾管理者の人員面、技術面及び財政面での課題が顕在化しており、港湾施設の維持管理が十分にできていない状況が認められます。

そこで、港湾局技術企画課は、港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会（以下「検討会」）を立ち上げ、港湾施設の維持管理における点検診断の効率化等について検討を行い、持続可能な維持管理を実現してまいります。

2. 令和6年度開催時期及び内容

○開催時期：

3回の開催を予定（①11月14日、②12月後半～1月前半、③2月）

【対面形式（東京都内）・オンライン併用】

○検討内容：

- ・点検診断に関する新技術及びICTの活用方法、点検診断実績の整理結果を基にした合理的な点検方法
- ・告示及びガイドラインに関する改定内容、改定案

3. 検討会の構成員

有識者、国土技術政策総合研究所、港湾管理者

4. 主催者

国土交通省港湾局技術企画課

港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会設置要綱

令和6年2月7日
国土交通省 港湾局 技術企画課

1. 港湾施設の持続可能な維持管理とすべく、必要な検討を行うため、「港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。
2. 検討会の委員は、構成員名簿に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
3. 検討会に座長を置き、次のとおりとする。
 - (1) 座長は、委員の中から事務局が指名する。
 - (2) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
4. 検討会は、合議による方式を原則とし、委員の過半数の出席をもって開催する。ただし、諸事情により合議による検討会の開催が困難な場合は、書面による開催を可能とする。
5. 検討会は、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。また、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
6. 委員は、検討会に参画する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
7. 検討会に、専門の事項を議論するためのワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。
8. WGに属すべき委員は、座長が指名する。
9. WGに委員長を置き、WGに属する委員のうちから座長が指名する。
10. 検討会の庶務は、国土交通省港湾局技術企画課において処理する。
11. この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は令和6年2月7日から施行する。

	氏名	所属・役職	備考
座長	横田 弘	北海道大学 大学院工学研究院 名誉教授	
構成員	岩波 光保	東京科学大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 教授	
	末岡 英二	海洋・港湾構造物維持管理士会 会長	
	辰巳 大介	国土技術政策総合研究所 港湾情報化支援センター 港湾業務情報化研究室長	
	新村 貴史	広島県土木建築局 空港港湾担当部長	新任 ※港湾管理者
	花田 祥一	和歌山県県土整備部 港湾空港局長	新任 ※港湾管理者

港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会(主要議事(案))

今回

(R6.11.14時点)

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	
開催日		令和6年2月7日	令和6年3月19日	令和6年11月14日 10:00~12:00	令和6年12月後半~ 令和7年1月前半	令和7年2月	
主要議事(案)	①劣化速度の分析	分析手法の提示	【中間報告】 係留施設の分析 (試行)	【最終報告】 維持管理情報DB上 の点検診断情報に 基づく分析			
	②新技術及びICT の活用	【中間報告】 資料収集結果	→	【最終報告】 結果整理			
	③ガイドライン等の見直し	点検診断ガイドライン		見直しの方向性の 提示	改訂の方向性の 提示	→	改訂(案)の提示 と了承
		維持管理計画策定ガイドライン			→	改訂の方向性の 提示	改訂(案)の提示 と了承
維持告示			→		改訂の方向性の 提示	改訂(案)の提示 と了承	
備考	会議場所	実施済	実施済	CDIT	未定	未定	
	会議方式			オンライン併用	オンライン併用	オンライン併用	